行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士の知名度アップのために

滋賀県行政書士会　会長　井上　超由

滋賀県行政書士会館を、滋賀県行政書士会が大津市から購入したのは、平成21年11月です。当時建物のみを売却してもらい、土地については、引き続き大津市の所有であり、行政書士会は大津市から賃借する形で利用しておりました。その会館の敷地を、昨年の総会決議を経て、平成29年6月に大津市から購入することができました。

これにより、会館の土地・建物とも行政書士会の自己所有となったわけです。

ちなみに会館の土地は64㎡の広さで、購入代金は一括支払いではなく、一部を積立金から支払い、その他を大津市に支払っていた賃借料程度の毎月の返済額になるように銀行から長期借入をしました。

滋賀県行政書士会は会館購入後の平成21年12月に現在の場所に移転しました。（それまでは、滋賀会館内に旧事務局がありました。）

JR大津駅前ロータリーの角地という滋賀県内で最高の場所に自前の建物として立地できましたので、以来、その立地を活かして様々な事業をしてまいりました。例えば、会員のための研修会だけではなく、広く一般の方に向けての相談会、セミナー等も開催してきました。平成27年度より毎年10月に、行政書士会館において、女性行政書士による女性のための相談会を開催したところ、一昨年・昨年と通常の相談会の数倍といっても良い程の相談数がありました。

様々な方と話をしますと、直接行政書士会と関係のない方でも、行政書士会館の存在を知っておられる場合が多々あります。

しかしながら、行政書士会館を通じて認知度が上がっている一方で、我々行政書士のことについてきちんとした認識がされていないと感じる時が多々あります。

官公署でさえ、さすがに行政書士が頻繁に申請している部署ではご理解をいただいていますが、行政書士の関与が少ない部署においては許認可担当をされている担当者でさえ、きちんと理解をされていない場合も少なからずあります。

行政書士は扱う業務範囲が広すぎて専門性がないと言われることがあります。しかし、これは間違っていて、様々な分野の専門家が集まっているのが行政書士であり行政書士会であると言えます。

例えば、入管業務の分野で、士業として申請取次ができるのは弁護士と行政書士ですが、精通した専門家の数では、圧倒的に行政書士が弁護士を凌駕していると言えます。実際、入管業務に精通している行政書士は、弁護士を含めた他の士業から入管法に関する相談を受けることも多々あります。

外国人の依頼者に聞くと、行政書士は入管の業務だけをやっている専門家だと思っていたと言われたことが何度もあります。また、ここまで極端ではないにしても、例えば、建設業者、運送業者、廃棄物処理業者、飲食業者、自動車販売業者等にとっては、行政書士は欠かすことのできない当該分野の法律や実務に精通した専門家として認識されています。その他にも行政書士が法律や実務に精通している専門分野は限りなくあります。

このようなことから、行政書士には専門性がないなどという誤解を解き、行政書士制度についてきちんと理解してもらうために、さらに行政書士の知名度アップに努めるということが必要であり重要であります。

本年度は、行政書士会館で行っている、「『行政テラス』行政書士くらしの無料相談所（内容：行政書士の業務全般について）」を総務部から行政書士ADRセンター滋賀運営委員会の所管にして、より積極的に広報するなど、さらなる行政書士会館も活用した広報活動をしてまいりますので、会員各位のご協力をよろしくお願いいたします。